

別表第1(第5条、第13条、第14条、第16条関係)

都市公園名	区分	単位	使用料の額 (単位:円)
はるひ夢の森公園	舞台(控室を含む。)	9時から12時30分まで	5,000
		13時から16時30分まで	5,000
		17時30分から21時まで	7,000
	音響設備一式(※)	9時から12時30分まで	2,000
		13時から16時30分まで	2,000
		17時30分から21時まで	2,000
	バッテリーカー	1台7分につき	100
	自転車又は一輪車	1台20分につき	100

備考

- 1 冷暖房施設を利用する場合、使用料の額は、この表に定める額に0.2を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 連続使用については、それぞれの合計額とする。
- 3 本市に住所を有しない者又は住所を有しない営業所等が舞台又は音響設備一式を使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 既納の使用料はお返しできません。(ただし特別の理由があると認める場合に返金することがある)

※現在音響設備はございません。